

第3回 議員による不当要求行為の再発防止策等検討共同協議会

日時 令和4年5月16日(月)

10:00～

場所 議会会議室

1 開 会

2 協 議

議員による不当要求行為の再発防止策等について

3 次回の開催について

4 その他

姫路市要望等庁内審議会について

1 目的

市議会議員の要望等に係る「不当要求行為」該当性に関する判断の困難さを解消するため、その判断を行う合議体を設置する。

設置により、得られる効果は以下のとおり。

- (1) 合議体で審議することにより、職員と市議という特殊な関係下においても、その判断に影響を及ぼすことなく、的確な判断を行うことができる。
- (2) 複数で審議することにより、事案を客観的に判断することができる。
- (3) 組織で事案の情報共有をすることができる。

2 所掌事務

- (1) 次に掲げる要望等に不当要求行為が含まれているか否かの判断
 - ア 職員が姫路市議会議員から受けた要望等
 - イ 姫路市要望等庁内審議会の会長が特に必要と認める要望等
- (2) (1)の要望等に不当要求行為が含まれていた場合に講ずべき措置
- (3) (1)(2)のほか、姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例及びこれに関連する制度の運用に関すること。

3 委員

会長：和田副市長

副会長：佐野副市長、志々田副市長

委員：総務局長、総務部長、法務専門員

臨時委員：関係局長、倫理監督者*等

※ 職員の職務に係る倫理の保持及び公正な職務の遂行を図るため、職員倫理条例に基づき任命権者が任命（原則、局庶務担当部長が就任）

4 運用開始日

令和4年4月25日

5 その他

- (1) 運用開始後も不当要求行為の認定は、これまでどおり任命権者が実施
- (2) 要望等庁内審議会によっても判断が困難な場合は、市の附属機関であり外部有識者が委員となっている姫路市職員倫理審査会への諮問も可能